

第3編

持分会社

85. 持分会社の種類と特徴

Q 持分会社と総称される、合名会社、合資会社又は合同会社についてその種類と特徴について教えてください。

A 商法で認められていた人的会社である合資会社及び合名会社に加えて、新たに合同会社という、いわゆる日本版LLCが創設されました。

これらの3つの会社を総称して「持分会社」といい、適用できる規律を統一するという整備が行われました。

I. 現行制度の概要

1. 会社の類型の種類

会社法における会社類型としては、物的会社として株式会社・有限会社、人的会社として合名会社・合資会社が存在している。

2. 合名会社・合資会社の特徴

(1) 出資者の責任

株式会社及び有限会社は、出資者について出資額を限度とした有限責任がとられているのに対して、合名会社の出資者については全員が無限責任社員であること、合資会社の出資者は1人以上（有限責任社員も1人以上必要）が無限責任社員となる（商80，商157）。

(2) 会社内部の規律

株式会社及び有限会社はそれぞれ商法及び有限会社法によって強行的に規定されているのに対して、合名会社及び合資会社については、原則として民法の組合の規定が準用されており、定款自治が認められているため定款認証の必要もない（商68，商147）。

(3) 活 用

合名会社・合資会社は設立や運営が簡単ではあるが、特に合名会社については全員が無限責任社員ということと、対外的な印象も影響して実際にはあまり活用されていないのが現状である。

II. 改正のポイント

1. 合同会社（日本版LLC）の創設

出資者全員が有限責任であるとともに、会社の内部規律については出資者全員が話し合って機関設計や利益配分などを自由に定めることができる新たな会社類型が創設された。

2. 会社内部の規律を統一化

合名会社、合資会社又は合同会社については「持分会社」と総称し、会社内部の規律について統一された。

3. 組織変更

持分会社について統一の規律で整備されたことに伴い、各会社間の組織変更や持分会社から株式会社への組織変更、さらに株式会社から持分会社への組織変更が柔軟にできることとなった。

4. 商 号

持分会社は社員の責任において、会社の商号中に「合同会社」「合資会社」「合名会社」という文字を使用しなければならない。さらに、その商号中に、他の種類の会社であると誤認されるおそれのある文字を使用することは禁止されている。

5. 不動産登記及び許認可の取扱い

持分会社については、株式会社と同様に不動産登記又は許認可などについて持分会社として登記を行い又は認可を受けることができる。

今まで、ジョイントベンチャーや投資ファンドなどで活用されている有限責任事業組合や民法上の任意組合については、組合として不動産登記や認可を受けることができず、各出資者が不動産登記及び認可を受けなければならなかつ

た。

持分会社が民法上の組合の規定を準用されていながらこれらの取扱いが株式会社と同様であるので活用範囲が広がるものと考えられる。

6. 持分会社の主な特徴

	合名会社	合資会社	合同会社(LLC)
社員(出資者)の人数	1人以上	2人以上 (無限責任社員と有限責任社員各1人以上)	1人以上
社員の責任	全員無限責任	無限責任社員と有限責任社員がいる	全員有限責任
業務の執行	社員全員	無限責任社員(定款により有限責任社員についても業務の執行が行える)	社員全員
存続期間	定める必要なし	定める必要なし	定める必要なし
最低資本金	1円	1円	1円
出資の目的	金銭その他の財産のほか労務出資が認められる	無限責任社員について労務出資が認められる	労務出資は認められず、金銭その他の財産のみ
存続期間	定める必要なし	定める必要なし	定める必要なし

Ⅲ. 実務対応

今回の改正においては、主に合同会社(日本版LLC)が創設されたことで持分会社の活用の範囲が期待されている。

この合同会社の導入のモデルとなった米国のLLCは次のような特徴を兼ね備えた法人である。

- ① 出資者全員の有限責任
- ② 法人格
- ③ 内部規律の柔軟性
- ④ パススルー課税

ところで、商法ではこのような法人制度は存在していない。したがって、上

記①～③までを兼ね備えた法人制度が合同会社（日本版LLC）として創設されることとなるのである。

ただし、④については現在のところ明確なことは触れられていないのであるが、現行税制上においては法人格の存在があることからパススルー課税が認められないものと考えられるので、今後の税制改正が注目される。

用語解説

LLC Limited Liability Company の略で米国で活用されている制度をもとに導入されることになる。米国においては、有限責任であることと利益分配の柔軟性などから合併事業や投資ファンドなど広く活用されている。

パススルー課税 任意組合や匿名組合において適用されている制度でその組合の利益又は損失をその組合自体ではなく構成員（いわゆる出資者）に直接課税する方式である。

法人格のある会社で、出資者に配当の支払いが行われるまでには、まず、法人の所得に対して課税が行われ、さらに出資者に配当するときに源泉徴収されることになっている。

配当に係る源泉について二重課税排除の措置はとられているものの完全に二重課税が排除されているとはいえないのが現状である。

86. 合同会社（日本版LLC）創設の背景

Q 合同会社は米国のLLCがモデルとなっているようですが、わが国で導入されることになった背景を教えてください。

A わが国においても知的財産を資本として起業するといったニーズが高まっていることから、資金力には乏しいが優れた研究開発やノウハウを持った者が出資して起業し、有限責任でありながら、成果が得られた際には貢献度合に応じて利益配当が可能となるというメリットを生かした合同会社が創設されました。

I. 現行制度の概要

1. 合名会社・合資会社の活用

わが国においては、出資者が有限責任である会社は物的会社としての株式会社・有限会社だけであった。人的会社としての合名会社・合資会社については出資者が無限責任ということで平成15年国税庁統計情報によると法人数は下記のとおり1.5%程度しかない。

法人名称	法人数	割合
株式会社	1,044,491	40.9%
有限会社	1,428,216	55.9%
合名会社	5,940	0.2%
合資会社	32,746	1.3%
その他	41,742	1.6%

2. 米国におけるLLCの活用

米国においては、昭和52年にパートナーシップ制度が導入されたものの、当初税の取扱いが明確でなかったためにあまり活用されなかった。そこで昭和63年に一定の条件を満たしたLLCに構成員課税が認められたことにより利用され

るようになり、さらに平成9年には、法人課税か構成員課税の選択ができるチェック・ザ・ボックスという制度が導入され現在では米国の会社におけるLLCの割合は1割を占めることとなった。

II. コメント

昨今、物的資産中心の重厚長大産業から知的財産などの人的資産を重要視するという企業形態へとシフトしているといえる。これらを裏付けるように日本企業の保有資産のうち無形資産の割合が30%を占めているが、いわゆる日本を代表する優良企業ではその割合が50%を超える企業が多いのが実態である。

このような時代のニーズに対応して人的資産を活かせる合同会社が創設されたのである。

用語解説

知的財産 知的財産とは、人間の創造的活動により生み出されるものや商標、商号その他産業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。具体的には特許権、著作権、商標権などである。

チェック・ザ・ボックス 米国LLCで認められている制度で、法人課税又はパススルー課税による構成員課税を納税者の選択により行うことができる制度である。

87. 合同会社の設立

Q

合同会社の設立に際して定款の作成と設立後の定款変更について教えてください。

A

社員全員で定款を作成し、出資額全額の払込みを行った後、その本店の所在地において登記を行う。設立後における定款変更においても社員全員の一致が必要となります。

I. 定款の記載事項と登記事項

1. 定款の記載事項（会576①④）

合同会社の定款には次の事項を記載することとされている。

- ① 目的
- ② 商号
- ③ 本店の所在地
- ④ 社員の氏名又は名称及び住所
- ⑤ 社員の全部を有限責任とする旨（注1）
- ⑥ 社員の出資の目的

（注1）上記の（5）は、合同会社である場合における記載事項であるので、合名会社である場合には社員の全部が無限責任とする旨が記載され、合資会社の場合には社員の一部を無限責任社員とし、その他の社員を有限責任社員とする旨が記載される。

これらの他に存続期間、解散事由、公告方法について定款に記載された場合にはこれらについては登記事項となる。

2. 出資の履行（会578）

合同会社の社員になろうとする者は、設立登記をする時までには、その出資に係る金銭の全額の払込み、又はその出資に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならない。

3. 登記（会579 会914）

合同会社の設立は、その本店の所在地において次の掲げる事項の登記をすることによって成立する。

- ① 目的
- ② 商号
- ③ 本店及び支店の所在場所（注2）
- ④ 合同会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときはその定め
- ⑤ 資本金の額
- ⑦ 業務執行する社員の氏名又は名称（注3）
- ⑧ 代表社員の氏名又は名称及び住所
- ⑨ 代表社員が法人のときは当該社員の職務を行うべき者の氏名及び住所
- ⑩ 公告方法について定款の定めがある場合のその定め
- ⑪ 電子公告を公告方法とする場合には一定の事項
- ⑫ 公告方法について定款の定めがないときは、官報に掲載する方法を公告方法とする旨

（注2）支店については定款の絶対的記載事項ではないが登記は必要となる。

（注3）社員のうち、業務執行する社員のみ登記が必要となる。

総社員の氏名又は名称及び出資の価格が登記事項とはされていないのは、合同会社においては、人的な構成が重視されているという理由からである。社員の氏名・名称、出資額を登記事項としてしまうと社員の変動があった都度登記をしなければならなくなり、利便性が著しく損なわれることと、出資者全員が有限責任であり、かつ、全額払込制度、資本制度類似の制度を採用することで株式会社同様登記事項とされていないのである。

II. 定款の変更

合同会社成立後の定款の変更については、原則として総社員の一致によりなされる。これは総社員の意思の合致により各種の事項が決定されていく持分会社の特徴として、社員の人的なつながりが重視されていることによる。

88. 合同会社の社員の責任

Q

合同会社の社員は全員有限責任ということですが、社員の責任の範囲について教えて下さい。

A

合同会社の社員は労務出資は認められず、全額払込制度を採用していることから、株式譲渡制限会社と同様に払込金額を限度として責任を負うことになります。

したがって、合名会社の社員や合資会社の無限責任社員とは異なります。

I. 社員

1. 社員の人数と業務執行

社員の人数は1人以上とされていて、原則として社員全員が会社の業務を執行する権限を有する。ただし、定款または総社員の同意により社員の一部を業務執行社員として定めることも可能となる（会590①, 591①）。

2. 社員の出資

合同会社の出資は、合名会社と異なり労務出資は認められず、株式譲渡制限会社と同様に、金銭その他の財産に限り、全額払込制度を採用している。これは社員全員が有限責任であることから、会社債権者に対しては、その払い込まれた金銭その他の財産を限度として責任を負うことになる。

II. 業務執行社員

1. 業務執行社員の責任

業務執行社員と合同会社との関係としては、民法の委任の規定が準用され業務執行社員は、合同会社に対して善管注意義務及び忠実義務を負うことになる（会593①③）。ここで責任の減免については、特別の規定は設けられていない

ので定款の定めによって責任額を限定することは可能である。

また、業務執行社員はその職務を行うことについて、悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う(会597)。

2. 業務執行社員が法人の場合

業務執行社員が法人である場合には、その法人は自然人を「職務執行者」として選任しなければならない。その選任された職務執行者はその氏名等を社員に通知すると同時にその職務執行者の氏名及び住所は登記される。また、職務執行者については、業務執行社員と同様に競業避止義務、利益相反取引規制がされる(会598)。

3. 業務執行社員に対する責任追及の訴え

業務執行社員に対する責任追及の訴えについては、業務執行社員以外の者であっても提起することができる。この訴えについては株式会社の株主代表訴訟の提起手続と同様となる。

Ⅲ. 計算書類の作成と開示

合同会社においては、法省令に定められる貸借対照表、損益計算書及び社員持分変動計算書の作成し、10年間の保存が義務付けられている(会617)。

これらの計算書類については合同会社の営業時間内において社員に対して閲覧・謄写(コピー)請求権が認められる。なお、定款に定めることにより社員に対して閲覧・謄写に制限することが可能であるが、事業年度終了の時における閲覧・謄写についての制限までは定款により定めることはできない(会618①、②)。また、債権者保護の観点から、会社債権者に対しても同様に閲覧・謄写請求権が認められているのである(会618、625)。

用語解説

忠実義務 法令及び定款の定めを遵守し、会社のため忠実にその職務を遂行する義務をいう。